

都市再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令案

に対する意見募集の結果について

令和8年3月31日

国土交通省都市局

国土交通省では、令和8年2月6日から同年3月9日まで、都市再生特別措置法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、2件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- ①募集期間：令和8年2月6日(金)～令和8年3月9日(月)
- ②周知方法：電子政府の総合窓口(e-Gov)
- ③意見提出方法：インターネットによる提出、郵送及びFAX

2. 意見数

提出意見数 2件(提出者数 2名)

3. お問い合わせ先

国土交通省都市局まちづくり推進課 意見募集担当
電話番号 03-5253-8111 (内線 32-574)

意見募集の結果と対応

※ とりまとめの都合上、内容を適宜要約しています。

No.	寄せられたご意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>本省令案における都市公園の整備・利活用の見直しについて、安全性の向上を目的とした開放的な空間設計や遊具・トイレの改善方針には賛同する一方、地域の空気や文化的景観、住民の記憶といった“目に見えない価値”が失われる懸念もあり、以下の点について具体的な改善を提案する。</p> <ul style="list-style-type: none">・明るさと視認性の確保・遊具の構造と死角の排除・樹木の剪定と景観の保全・地域住民との協働と説明責任・大人の集会や宗教（政教分離原則） <p>以上の観点から、本省令案の趣旨を支持しつつも、現場の実情と住民の感覚を踏まえた柔軟かつ丁寧な制度設計をお願いしたい。安全性の向上とともに、地域の文化的景観や安心感を守ることが、真の意味での「都市再生」に繋がると信じている。</p>	<p>本省令案は、子育て世代をはじめとした幅広い世代をまちなかに更に誘導し、まちの魅力向上・活性化に資するため、滞在快適性等向上施設等に案内板、遊具、便所等を追加する内容となります。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>

※この他、本省令案とは直接的に関係のないご意見を1件いただいております。